

令和6年9月17日

令和6年第9回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年9月17日 10時00分 岩国市民文化会館 小ホールにおいて総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 小林 増次	2 番 片山 剛	3 番 松宮 榮昭
4 番 隅 ふじ江	5 番 藤中 京子	7 番 上尾 家隆
8 番 藤本 哲	9 番 中尾 正浩	11 番 塚田 由美子
12 番 原田 孝親	13 番 林 聖文	14 番 藤村 浩司
15 番 刀祢明 薫	17 番 清弘 進	18 番 梅川 仁樹

3 本日の総会に欠席した委員

6 番 小川 栄太郎	10 番 黒崎 友美	16 番 森川 稔己
------------	------------	------------

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 佐伯 史公	次 長 後 詳子
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	美和支所 宮本 伝
錦支所 藤高 朝代	事務局 木村 吉秀

5 会長は、午前10時00分、委員総数15名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

8 番 藤本 哲	11 番 塚田 由美子
----------	-------------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 租税特別措置法第70号の6第1項の規定による適格者認定について

議案第31号 岩国市の農業施策に関する意見について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について

2 農地法第5条の規定による届出の受理について

3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

4 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農地所有適格法人報告書の提出について

6 現況証明について

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和6年第9回農業委員会総会を開催いたします。
本日は、委員総数18名のうち15名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、8番藤本哲委員と11番塚田由美子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

では早速、議案に移ります。「議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、田及び畑。現況、田及び荒廃。面積は1,320㎡他4筆、合計5,511㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明をいたします。申請地は愛宕出張所から南東に約700mから1.1kmに位置する農地です。

譲渡人は高齢となり、耕作できないと思っていたところ、利用権設定で貸していた譲受人に譲り渡すことになったということです。

譲受人は購入後も引き続きレンコンを作付けしていくということです。なお、2番目の[]番についてですが、農作業用の倉庫を無許可で建てられており、始末書が添付されております。これに関しては責任をもって撤去するということです。

9月6日に事務局職員と現地調査を行いました。調査項目全てに問題なく、3条申請は適当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は246㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

それでは追加説明いたします。申請地は周東総合支所 日向より西南へ約 1.05 kmに位置する農地です。

譲渡人は申請地につきまして、休耕状態で自己保全管理を続けておりましたが、他県に居住しているため農地の善良な管理が叶えません。そのため、このたび譲受人との合意に至ったことから贈与にて権利移動しようとするものです。

譲受人は隣接の 番と 番について家屋も含めて購入する予定であります。この度、譲受人との合意に至ったことから贈与にて権利移動しようとするものです。

譲受人は申請地の 番において、露地野菜の栽培を育成から収穫まで一連の作業を家族で行います。農機具は耕運機一台と刈払機二台を親から借用する予定にしております。現在は親の自宅倉庫に保管しているそうでございます。従前通りの耕作のため周辺農地に対する影響はありません。

9月3日、支所の担当職員と現地で調査項目に従って調査いたしました。が、なんら問題はないと思います。どうかご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,249 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明いたします。申請地は周東総合支所から南へ約 2.2 kmに位置します。

譲渡人と譲受人の関係は、譲渡人が譲受人の父親の兄であり、叔父と甥の関係にあります。譲受人の父親は亡くなっております。

譲渡人は遠方に居住し、譲受人は相続により申請地を取得しましたが、当時から遠方に居住し、年に数回の草刈り等の管理をされておりました。高齢となられ、さらに維持管理が難しくなったため、譲受人に相談して無償貸与、贈与することが決まったものです。

譲受人は小規模な畑を耕作していますが、譲り受ける申請地に栗を植栽すると計画しております。

9月9日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。が、許可相当と判断しております。皆様のご審議よろしく願いをいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。
次に、4番を事務局より議案説明してください。

事務局

4番錦地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は436㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第18番

前から失礼いたします。申請地は岩国市役所 深須出張所から北に約2.2kmの位置になります。

申請理由は、譲渡人は昨年遺産分割協議により亡き父名義のこの農地を相続登記しましたが、長年耕作されておらず譲受人の居宅に隣接しており、国道から譲受人の居宅への入り口にあり、景観上の整備も兼ねて家事用野菜を作りたく本申請となりました。

譲受人は自営業の傍ら水稻を中心とした農業にも従事しており、農耕に必要な農具は備わっております。

9月4日、錦支所事務局担当者と現地および譲受人の耕作権を有する農地について確認をいたしました。3条許可要件は全て満たしており、許可相当と思われます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。
次に、5番を事務局より議案説明してください。

事務局

5番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は326㎡他1筆、合計788㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は美和総合支所から東北東に約4.2kmの農地で、譲渡人は隣接する[]番の宅地とともに父親から相続で家屋敷ともに譲り受けたものです。

譲渡人は遠方に住んでおり、管理できないため処分したいと思っていたということです。今回、家屋敷の買い手は別に見つかったものの、農地は必要ないとのことで、家屋敷の購入希望者の知人である譲受人に無償で贈与をすることになったと説明は受けております。

譲受人は美和町特産の岸根栗に興味があり、栗を栽培して自家消費の他、

収穫量が増えれば自分が勤めている会社に出荷したいと考えておるということです。そのため山口県農協が行った営農塾栗コースをこれ終了しており、栗の栽培に関して知識と技術も習得して、許可後において冬季に栗の選定や、カットバックなどを行うため、チェーンソーも購入予定とのことです。意欲十分で何ら問題になることはありません。

申請地は8月21日に事務局とともに調査項目と照らし合わせて現地調査を行いました。いずれの項目も問題はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、「議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

1番・2番・3番の3件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番・2番・3番について事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,141㎡他1筆、合計1,928㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

2番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は8.96㎡他2筆、合計2,408.96㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備及び資材置場の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

3番岩国地区

権利の種類は令和7年9月30日までの一時的な使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は289㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備の設置に伴う作業道の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは、追加説明いたします。申請地は灘出張所から188号線を下る方向で、直線距離で約1.6kmの場所に位置している農地です。この地域はレンコン田が多く、申請農地もレンコン田に囲まれております。公道に面した3枚の水田です。先月報告25号の1に隣接しております。この度の申請は中国電力に売電せず、独自に売電を行うノンフィット業者です。

1と2はいずれも49.5kW、2機の太陽光発電を使用します。3は設置のための工場用作業道路の為の一時転用の申請でございます。

1と2の譲渡人は高齢になり、農業を引き継ぎ継者がいないため、数年前から維持管理が行われず、セイタカアワダチソウなどが繁茂しておりました。今回、譲受人からの転用の申し出を受け、譲り渡すこととしたものです。

9月6日、事務局と調査項目に従って現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書を確認いたしました。この面はいずれも問題ありませんでした。その他周辺農地への影響は考えられません。

番号29-1は水田2筆。雨水は敷地内の自然浸透ということです。ただ、側溝への排水溝はいずれの農地も取り付けがあり、大雨対策は問題ないと判断いたしました。雑草は繁茂しておりましたが、木なんかは幸いにもまだ生えてなく、今後は防草シートを使用するということです。5条許可は適用と思います。

続いて、番号29-2ですが、3筆の農地で[]番は当場所および周辺の施設への資材置き場に使用するそうです。他の2筆は番号29-1と同様で5条許可は適用と思われるます。

続きまして、番号29-3は草刈り等の管理が綺麗に行われており、特に問題はありませんでした。作業道路としての一時転用ということで5条許可は適用と思われるます。以上、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番・2番・3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は125㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は通路の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付

され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 1 1 番

追加説明いたします。申請地は平田出張所から北西 950mの場所に位置している第2種農地です。

譲渡人は高齢のため、維持管理が困難となり、他に委託先も見つからないことから売買に応じる事としたものです。

譲受人は隣接する神社参拝の通路が狭いため、神社専用通路として整備を行い譲渡する予定だそうです。許可後2年以内までに計画が行われる見込みです。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書も確認しました。

8月21日に事務局員と調査項目に従い現地調査を行いました。周辺農地への影響もなく、5条許可は相当と思われます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番由宇地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,201㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の森川委員が欠席のため、事務局職員が追加説明を行います。

事 務 局

それでは追加説明をさせていただきます。申請地は由宇総合支所から南へ約1.2kmの場所に位置する農振農用地区域外の第3種農地です。

譲渡人は高齢のため、耕作が困難となり、親族一族も継ぐ意思がなく農地の維持管理に苦慮していたところ、譲受人から転用の申出を受け、売却することとしたものです。

一方、譲受人は太陽光発電設置等も行っている業者であり、太陽光発電設備の設置場所を探していたところ、申請地は日照条件も良く太陽光設備にふさわしいと判断し、今回譲渡人との売買となる運びとなりました。

9月9日に事務局支所担当者と調査項目に従い現地調査を行い、周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳現況ともに田。面積は1,084 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

説明いたします。申請地は周東総合支所から西へ約745mに位置します。譲受人は毎月の総会に太陽光発電で許可が申請されている、大阪の法人です。

譲渡人は申請地を長年耕作せず、後継者も担い手もなく将来の行方にも苦慮していたところ、譲受人から要望があり譲渡する事としたものです。

9月9日、支所担当者と現地調査をいたしました。雨水等は自然浸透で周辺農地への影響もなく、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事務局

7番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,013 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は資材置場及び駐車場の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の林委員、説明をお願いします。

第13番

はい。周東総合支所より北へ2.4kmの場所になります。8月の総会時、議案第23号で承認いただいた親戚者でございます。その時も申し上げましたが建設業を営んでおります。

譲渡人は高齢のため、耕作困難であります。市担当者と協議、5条申請は問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

8番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,354 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から北西に約187mに位置します。

譲受人は県内では下関、県外へ33件の事業規模で全国展開していこうと計画している法人であります。

譲渡人は高齢で維持管理が困難、譲り渡しを希望していたところ、話が整ったものです。

9月9日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。建物等無く、雨水は自然流下、農業用排水路へ土地改良区の意見書も添付され、許可相当と判断しております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第30号租税特別措置法第70号の6第1項の規定による適格者認定について」を上程します。

では、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、畑。

面積は355 m²他1筆、合計2,051 m²です。申請人は記載のとおり。

相続人は被相続人の別居している子で、農業従事の実績はあります。

担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明をいたします。申請地は愛宕出張所から西に約2.2 kmに位置する農地です。

申請人は以前より公務員の傍ら農業に従事しており、昨年12月に母親の農地を相続するにあたり、引き続き農業経営をしていきたいということで相続税の納税猶予に関する適格者認定を申請するものです。

9月6日、事務局職員と現地調査を行いました。申請地には数種類の野菜、また果樹が作付されて、草刈り等で綺麗にされておりました。また一部親戚に貸して本格的なイチジクの栽培もされており、今後引き続き農業を行うと認められ、適格者認定は適当と思われます。皆様のご意見よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番について適格者認定することを決定します。

続いて、「議案第31号岩国市の農業施策に関する意見について」を上程します。では、事務局より議案説明してください。

事 務 局

それでは岩国市農業政策に関する意見書についてですが、この意見書、前は任期最後の3月の総会において市長に提出しておりましたが、この度は市の来年度予算編成に何らかの反映を期待する所から予算編成前の10月に提出と考えております。

今回の意見書では大きな項目として2点を意見としています。

一つ目は、耕作放棄地対策についてです。もう一つが、消費者との連携についてとしております。

耕作放棄地対策については、企業など団体を中心に新たに農業に参入しやすい環境作りへの取り組みの強化を意見します。

また、消費者との連携については、地産地消は推進しつつ、市外に向けた出口戦略としての販路の拡大や物流体制の強化に取り組むことについてとして意見をしております。

またその他として、2点。一つ目が農用地活用の確認として、太陽光発電施設の設置は農地転用に限ったことではなく、市各部署に連携を図っていただき、農業政策に影響を与えないよう積極的に情報収集に取り組んでいただきたいということ。

二つ目は、次世代に続く農村作りを推進するため市内の子どもたちに農業体験等、これまでの取り組みに加えて農業の持つ地域での役割を知ってもらう農育についても推進していただきたいということを意見としております。

なお今回この意見書については10月の総会の前、総会が行われますのが10時からですので、10時に市長に足を運んでいただいて意見書を提出というのを一応準備しております。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第31号は、原案どおりとすることを決定し、「岩国市の農業施策に関する意見書」を市長に提出したいと思います。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1 番岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、畑。現況、畑。
面積は 184 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は資材置場及び駐車場の設置です。農地区分は市街化区域です。
他 1 件、合計 2 件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第 2 号農地法第 5 条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1 番岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳・現況ともに田。
面積は 317 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は宅地造成です。農地区分は市街化区域です。
他 1 件、合計 2 件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第 3 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1 番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳・現況ともに畑。
面積は 246 m²のうち 25.80 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は農業用施設の設置です。農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第 3 種農地です。

以上、1 件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事務局

1 番岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田及び畑。現況、田。
面積は 1,320 m²他 3 筆、合計 5,269 m²です。届出人は記載のとおり。
理由は合意解約です。以上、1 件の通知がありました。

議長

報告第 5 号農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。

事務局

1 番周東地区

報告年月日は令和 6 年 7 月 17 日。法人の住所・名称は記載のとおり。
事業年度は 3 月 1 日から 2 月 29 日。法人形態は有限会社です。

事業の種類、構成員数・業務執行役員数などは要件を満たしております。他2件、合計3件の届出がありました。

議 長

報告第6号現況証明につきましてはご高覧ください。

以上で農地法関係の報告事項を終わります。その他伝達事項がありませんか。

事 務 局

一つ議案について、議案っていうか市の方の定数条例についてのご連絡事項があります。

先日よりお伝えしておりました、農地利用最適化推進委員の定数削減について今回は市議会9月定例会に上程いたしまして、9月12日経済常任委員会において可決すべきものとして審査が終了しております、来週9月25日の本会議において議決される予定です。

内容につきましては、現在の定数は令和3年の7月時点の農地面積4,989haに基づいて50人の定数としておりましたが、本年7月の時点で農地面積が4,720haに減少していたため、48名に改正するものです。2名の減となります。

この二つの区域が減となる分につきましては現在、岩国地区および周東地区でそれぞれ1区域ずつの減を考えております。岩国地区におきましては、市街化区域を多く抱える1区と2区を統合する。

周東地区におきましては、祖生地区を現在4区域としておりますが、それを3区域に再編成するという方向で考えております。詳細につきましては条例改定の確定後の10月の総会において、またお示しいたしますが、一応公募推薦と今後ですね推進委員につきましては、また応募につきまして本年の11月の1日から農業委員の募集推薦と同時に行う予定です。

なお、定数につきまして農業委員の定数19名の変更はございません。引き続きよろしくお願いいたします。

議 長

その他ありませんか。委員の皆様方にかごいませんか。それでは次回の定例総会についてご説明いたします。次回定例総会は10月16日水曜日、午前10時から岩国市民文化会館の第一研修室を予定しております。

繰り返します。次回は10月16日水曜日、午前10時から当会館の第一研修室を予定しております。

本日はこの後、「中堅農業者との意見交換会」を開催しますので、引き続きご出席の方をよろしくお願いいたしますと思います。

また今、局長の方から農業委員また推進委員の公募につきまして説明がありましたけれども、委員の皆様方で今回をもって御勇退を考えておられる方がおりましたら、後任のご推薦の方もおってよろしくお願いいたしますと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上で本日の総会の方を終了いたします。

次回総会について

令和6年10月16日 水曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前11時、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長 梅川 仁樹

署名委員 藤 本 哲

署名委員 塚 田 由美子